

住宅宿泊管理業者 各位

九州地方整備局建政部建設産業課

新型コロナウイルス感染症の発生により申告・納付が困難な場合における
国税の取り扱いに関する周知広報について

日頃から国土交通行政の推進に格別の御協力を賜り、お礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、令和2年4月20日に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者への対応として、「現行法令に基づく期限の延長や納付の猶予等を含め、納税緩和措置等が早期に活用されるよう、引き続き、国民からの問い合わせや相談を待つだけでなく周知広報を積極的に行う」とされたところです。

これに関連して、国税庁及び財務省が作成した国税の取り扱いに関する下記パンフレットを送付しますので、必要に応じてご検討、ご活用ください。

なお、下記パンフレットは、国税庁ホームページにも掲載されています。

【送付するパンフレット】

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響で期限までに申告・納付が難しい方は簡易な手続で期限延長が可能です
- 2 青色申告をはじめませんか
- 3 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ 納税の猶予をご利用ください
- 4 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ 納税を猶予する「特例制度」
- 5 欠損金の繰戻しによる還付の特例
- 6 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対する消費税の課税選択の変更に係る特例

【参考 国税庁ホームページ】

トップページ > 新型コロナウイルス感染症に関する対応等について

<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/index.htm>

【住宅宿泊管理業に関すること】

九州地方整備局 建政部 建設産業課

TEL 092-471-6331 (内線6157)

FAX 092-476-3511